

<返戻金制度について>

当社は、紹介した求職者が自己都合を理由に退職された場合、または明らかに自己の責に帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了した場合（求職者の死亡及び傷病の場合は除く）、受領した紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に定める金額を求人者に返還いたします。

入社から1ヶ月未満の場合 紹介料の50%

入社から1か月以上2ヶ月未満の場合 紹介料の30%

入社から2か月以上3ヶ月未満の場合 紹介料の10%

返戻条件等の詳細について、『人材紹介利用基本契約書および 人材紹介に関する覚書』において個別に定める場合がございます。

許可番号 27-ユ-300959

株式会社ヒューマンコミュニティ